

## 舞鶴観光協会公式ホームページ広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴観光協会公式ホームページ（以下「観光協会ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (取扱基準)

第2条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1)観光関連事業の品位を損なう恐れのないものであること。
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (3)政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝にかかるものでないこと。
- (4)公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (5)その他特に支障がないと舞鶴観光協会会長が認めたものであること。

### (広告表示方法)

第3条 広告の表示方法は、バナー広告とし、規格等は次のとおりとする。

規格（1枠）	縦50ピクセル、横200ピクセル、150KB以内、 GIF形式又はJPEG形式
制限	高速振動、高速点滅イメージのものは使用不可とする

### (広告掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、観光協会ホームページのトップ画面で、協会の指定する位置とする。

### (広告の掲載順位)

第5条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1)舞鶴観光協会会員であるもの。
- (2)市内に事業所のあるもの。

### (広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とし、1年間を上限とする。ただし、再掲載は妨げない。

### (広告掲載料金及び納付方法)

第7条 広告掲載料金は、別表のとおりとする。

- 2 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、協会の請求に基づき、銀行振込により支払うものとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第8条 広告の掲載をしようとする者は、舞鶴観光協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第9条 広告の作成は、広告を掲載することを承認された者において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 会長は広告の掲載に支障があると認められたとき、又は、広告掲載料金が納入されなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

附則

この要綱は平成21年1月30日から施行する。

別表

1 枠あたり広告掲載料金

期間	料金
1ヶ月	5,000円
6ヶ月	15,000円
12ヶ月	25,000円